

# 気をつけよう！見守ろう！ ふくい消費生活



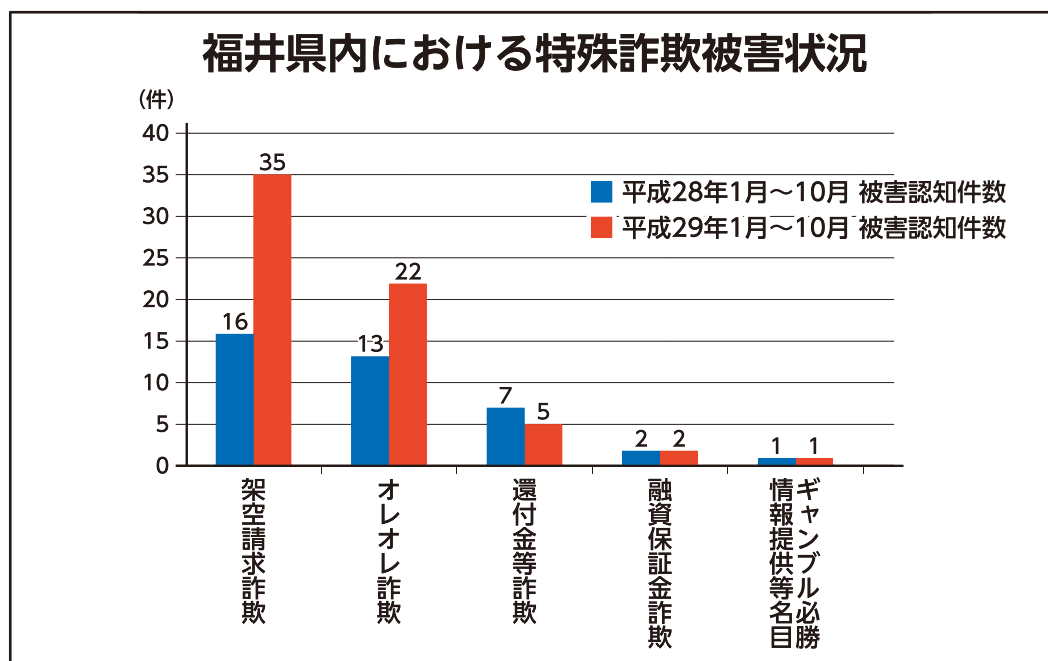
2018年1月  
創刊号

高齢者を狙った特殊詐欺や、スマートフォンの急速な普及に伴うインターネットトラブルが急増しています。そこで、消費者被害の未然防止を図るため、この度「気をつけよう！見守ろう！ふくい消費生活」を創刊しました。今後、悪質な手口やトラブル事例、その対応策などについて情報をお届けしていきます。(年11回発行)

## — 架空請求詐欺に注意！！ —

福井県内では、平成29年1月から10月までに**約2億3千万円**の特殊詐欺による被害が報告されました。

中でも認知件数が1番多いのは**架空請求詐欺の35件**で、去年の倍以上の件数となっており、被害額も**1億円**を超えています。



(福井県警察本部公表「福井県内における振込詐欺等の被害状況」より)

また、県内の消費生活センターへの架空請求の相談件数も急増しています。

平成28年1月から10月 相談件数 **646件**

**倍以上に増えています**

平成29年1月から10月 相談件数 **1549件**



# 架空請求

## こういった内容のメールやハガキに注意!! 連絡しないで!!

### (電子メールの例)



#### 「本日中」

連絡期日を短く設定  
(考える猶予を与えない)

#### 「法的手続」

困った、面倒な事態に陥  
るかもという気持ちにさせ  
る



#### (他の架空請求メールの例)

コンテンツ利用料について確認事項があります。  
本日中にご連絡なき場合、法的手続に移行します。

〇〇〇〇サポート窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

実在する会社の名前をかたっています

### (架空請求のハガキの例)

何の料金かわからない

会社名が、はっきり  
と書かれてない

本物のように管理番  
号等を記入してある

おどし文句で、困っ  
たことになる、面倒  
なことになるとい  
う気持ちにさせる

公的機関からの通知  
と思わせる

#### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは、貴方の利用されてい  
た**契約会社、ないしは運営会社側**から契約不履行による民  
事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知いたし  
ます。**管理番号(い)532**裁判取り下げ最終期日を経て訴訟  
を開始させていただきます。なお、ご連絡なき場合、原告  
側の主張が全面的に受理され、執行官の立ち合いの下、**給  
料差し押さえ、及び、動産、不動産物の差し押さえ**を強制的  
に執行させていただきますので裁判所執行官による執  
行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。  
尚、裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受  
け賜っておりますので、下記までお問い合わせください。  
尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護のため、  
ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

**\*取り下げ最終期日 平成29年〇〇月〇〇日**

法務省管轄支局 ●●訴訟●●センター  
東京都千代田区霞が関●丁目●番●号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

覚えはないけど・・・  
裁判なんて大変だし



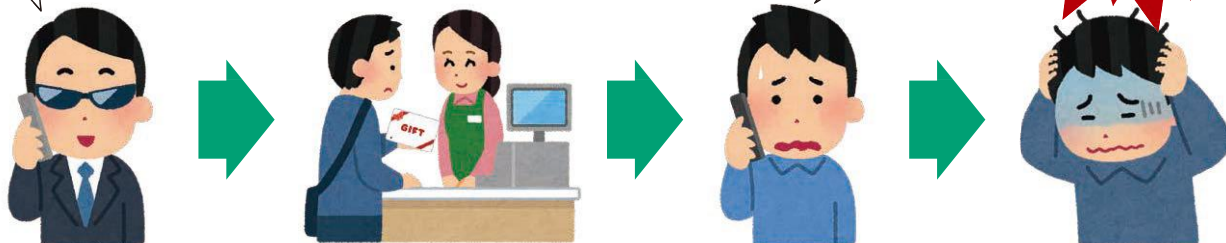
## (連絡してしまい被害にあった例)

問い合わせ先に電話したところ「払わないと訴訟をおこす」と言われ、訴訟取り下げ費用として20万円を請求された。指示に従って複数のコンビニでプリペイド型電子マネーを計20万円分購入し、プリペイドカードに書かれている番号を伝えた。

コンビニで電子マネーカードを買って、電話でカード番号を教えてください。

カード番号は、「1234\*\*\*\*」です。

購入した電子マネーを奪われた!



また、最近になって、コンビニ決済で支払わせる新しい手口も急増しています。

犯人は、まず電話で10数桁の番号（払込番号など）を伝え、特定のコンビニに行くよう指示します。コンビニのマルチメディア端末にその番号を入力させ、出力した振込用紙を使ってレジで支払わせます。あるいは、マルチメディア端末を使わないで、レジの店員に直接番号を伝えて支払わせる場合もあります。

### 注意

- 一旦、購入したプリペイドカードの番号を教えたり、コンビニ決済で支払いをしてしまうと、被害を回復することは困難です。
- 万一連絡しても、お金を支払う前ならまだ間に合います。最寄りの消費生活相談窓口にご連絡してください。

## 消費生活のご相談は・・・



### 福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)  
☎ : 0776-22-1102  
FAX : 0776-22-8190

### 福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟 3階)  
☎ : 0770-52-7830  
FAX : 0770-52-7831  
(第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

### ☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

# 身近にできる「家庭の省エネ」

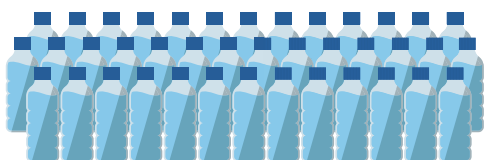


家庭の省エネは住居の大きさなどにもよりますが、エアコンを一年を通して冷房と暖房の両方で使用するとエネルギー消費量が非常に増えてしまいます。また、冷蔵庫は一年中休むことなく電気を使用しているので、使用量の割合が高くなっています。そこで、それぞれの機器の特性を考えながら上手に省エネ対策をすることが、家庭での省エネ効果を高めるポイントになります。

省エネ効果の高い使い方や、ライフスタイルに合わせた選び方で、エネルギーのムダを省きましょう。

機 器	取 組 例	年間 節約金額	年間 CO <sub>2</sub> 削減量
エアコン	冬の暖房時の設定温度を20℃にする	1,430円	31.2kg
	フィルターを月に1回か2回清掃する	860円	18.8kg
電気冷蔵庫	無駄な開閉はしない	280円	6.1kg
	ものを詰め込みすぎない	1,180円	25.7kg
石油ファンヒーター	冬の暖房時の設定温度を20℃にする	650円	25.4kg
	1日1時間運転を短縮する	1,130円	41.9kg

(出典：経済産業省 資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド春夏秋冬2017」)



CO<sub>2</sub>排出量1kgはどれくらい？



500mlのペットボトル **約1000本分**の体積と同じくらいです！

## 問い合わせ先

福井県安全環境部環境政策課 低炭素・エネルギー多角化G

TEL. 0776-20-0302(直) FAX. 0776-20-0734

E-mail: kankyou@pref.fukui.lg.jp



## ●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

1・2月の開設日

開設時間14:00~16:00

分 野	1 月		2 月	
	福井弁護士会 (法律)	4日(木)	県嶺南消費生活センター	1日(木)
	9日(火)	県消費生活センター	13日(火)	県消費生活センター
	17日(水)	県消費生活センター	21日(水)	県消費生活センター
福井県建築士会 (建築)	-	-	19日(月)	県消費生活センター
(社)ECネットワーク(インターネット)	25日(木)	県消費生活センター	-	-

※事前に申込みをした相談者が優先になります。申込みご希望の方は、県消費生活センターまでご連絡ください。  
また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめ、ご確認ください。

福井しあわせ元気国体2018  
福井しあわせ元気大会2018



第73回 国民体育大会 / 第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633